

事 務 連 絡  
平成 30 年 7 月 9 日

都 道 府 県  
各 指 定 都 市 民生主管部局 御中  
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

災害により被災した要援護者への対応及びこれに伴う特例措置等について

平成 30 年台風第 7 号及び前線等による豪雨被害の発生に伴い、貴管内の一部地域において、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用されました。別添の事務連絡の内容について御了知いただくとともに、管内市町村に対して周知を行う等、特段の御配慮をお願いいたします。

【問い合わせ先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 障害児・発達障害支援室障害児支援係

電話 03-5253-1111(内3102)

FAX 03-3502-0892

メール [shougajishien@mhlw.go.jp](mailto:shougajishien@mhlw.go.jp)